

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条)

令和 6 年 6 月 11 日改正

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白 髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥イン フルエンザ (H5N1・H7N9) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感 染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1 を除 く))、百日咳、麻疹 (はしか)、流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)、風疹、水痘 (みずぼうそう)、 咽頭結膜熱 (プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜 炎、新型コロナウイルス感染症	インフルエンザ：発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日 (幼児にあつては 3 日) を経過するまで 百日咳：特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 麻疹：解熱後 3 日を経過するまで 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が 発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるま で 風疹：発疹が消失するまで 水痘：すべての発疹が痂皮化するまで 咽頭結膜熱：主要症状が消退した後 2 日を経過するまで 結核・髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医 師において感染のおそれがないと認めるまで 新型コロナウイルス感染症：発症した後 5 日を経過し、 かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸 チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性 結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性 紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染 性胃腸炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで ※学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必 要あれば校長は学校医に意見を聞き、第 3 種の感染症に も、出席停止措置をとることができるものとして定めら れています。